

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年3月16日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務は、東海沖ケーブル式海底地震常時観測システム復旧作業を行うものである。上記について、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の構造、動作及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 静岡地方気象台東海沖ケーブル式海底地震常時観測システム復旧作業
- (2) 業務内容 東海沖ケーブル式海底地震常時観測システムの機器を交換し機能を復旧させる。
- (3) 履行期限 令和5年7月28日

3 業務目的

本業務は、東南海ケーブル式常時海底地震観測システムのうち、陸上中継局を構成する装置であるGPS装置の障害について、動作を正常に復するとともに、故障箇所を特定することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

東海沖ケーブル式海底地震常時観測システムが、南海トラフ地震を監視するために重要な機器であることを理解した上で、機器の交換及びシステムに対する調整を行い、当該機能を復するとともに、システムの停止を行う際には、停止期間を最小限とするなど、監視業務等への影響を最小限にする技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

東海沖ケーブル式海底地震常時観測システムの性能及び機能を理解し、本業務を実施するための設備・システム等を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検清掃及び総合動作確認を完了する体制を有すると共に、点検後に発生した不具合及び障害等について必要な連絡窓口及び保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、その性能及び精度維持のため、構成する機器の構造、取扱い方法を熟知し、海底地震を観測する機器、伝送装置の製造、取付調整及びソフトウェアの開発（改修を含む。）について実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造及び改変する権利を有している、又は許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第二契約係

電話 042-497-7189

Mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和5年3月16日（木）から令和5年4月4日（火）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年4月5日（水） 17時00分 （1）に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限

る。) すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) に同じ

(3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。